

鴨川環境保全区域内の動きについて

1 鴨川環境保全区域の遊休土地の利用要望について

鴨川環境保全区域の遊休土地の利用要望が提出されております。

- ①遊休土地の概要 面積 約 8,300 ㎡
- ②要望内容 鴨川の景観と環境を守るため、遊休土地を自然公園として整備すること

2009年 8月 14日

鴨川府民会議

座長 金田 章弘 様

環境 ごみ 暮らしを考える

地域の環境をよくする会

代表世話人 西本 光男



鴨川の景観と環境を守るための要望書

鴨川の景観と環境を守るため、日ごろから積極的な取り組みをいただいていることに、感謝を申し上げます。

さて、鴨川上流の倒産した会社が、建設資材置き場としていた「土地」（北区雲ヶ畑中津川町）について、今後どのようになるのか、多くの府民が強い関心を持って見守っているところです。

つきましては、同土地は「鴨川環境保全区域」内にあり、今後の活用については、鴨川条例の趣旨を生かし、鴨川の景観と環境を守るものとなるよう、下記事項について「鴨川府民会議」でもご検討いただくよう要望します。

記

京都府と京都市が協調して、同土地に広葉樹を植樹するなど、自然環境を復元し、府民が憩える場とするとともに、鴨川条例制定の趣旨である「鴨川等の安心・安全で良好かつ快適な河川環境を実現するための施策を推進し、もって府民の誇りである鴨川等を後世に引き継ぐため」のシンボリック施設として、また次代を担う子どもたちや青年の環境教育の場となるよう「自然公園」として整備していただくこと。

以上

2 鴨川環境保全区域の行為について

○鴨川条例第9条第1項に定められた行為に係る許可申請が出されております。

○許可申請を審査する基準を現在策定中。この申請も同審査基準により審査を行う予定。

<鴨川条例の抜粋>

(鴨川環境保全区域の指定)

第8条 知事は、鴨川等の清流を守るため、鴨川等の区域（鴨川等に係る河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。以下同じ。）に土石等が流入することを防止する必要があると認めるときは、鴨川等の区域に隣接する一定の区域を鴨川環境保全区域として指定することができる。

2 知事は、鴨川環境保全区域を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(鴨川環境保全区域内における行為の制限等)

第9条 鴨川環境保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為については、この限りでない。

- (1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- (2) 工作物の新築又は改築

2 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この条において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた前項の規定による許可に基づく地位を承継する。

3 第1項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者についても、当該許可に係る土地等の使用に関しては、同様とする。

4 前2項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。